

追加した検討（確認）事項

項目	前回委員会において提示した修正案又は確認内容	前回委員会の審議を踏まえた対応	参照 項
①開示項目	論点整理で示した方向性に従い、会計処理を IAS 第 38 号と同様とした場合には、開示についても基本的に IAS 第 38 号と同様とする方向で文案としているが、現行の実務や情報の有用性を勘案して、以下のような修正を行うことでどうか。 (1)無形資産の内容別の情報は有用であるが、無形資産の種類ごとの開示において、自己創設無形資産とその他の無形資産とに区別した上で当該開示を求める意義は乏しいと考えられるため、自己創設無形資産とその他の無形資産を区別する旨は削除することでどうか。(23 項) (2)償却費控除前の帳簿価額及び償却累計額の開示において、期中の減損損失の額を注記した上で当該開示を求める意義は乏しいと考えられるため、償却累計額に減損損失累計額を含む旨は削除することでどうか。(23 項(3)) (3)24 項(1)から(4)の該当するものがある場合の注記は、それぞれ以下のように、代替的な重要情報は提供	⇒修正案のとおり対応し、結論の背景において、IAS38 と同様の定めとすることを基本とつつ、我が国の関連する現行の会計基準の取扱い又は開示実務との整合性に配慮し、また、国際財務報告基準を適用する欧州企業における開示例も参考にして、注記内容について定めている旨を記載する（有形固定資産の開示の取扱いとの整合性について強調しない）。 また、当期中の変動額の開示については増加額及び減少額に区分し、減少額についてはさらに減損損失の金額及び償却額等の内訳も注記する旨を記載する。	23 項 24 項 97 項

	されることが考えられるため、当該注記の定めは削除することでどうか。 24 項(1) 23 項(1)による開示（採用した耐用年数の注記に集約する。） 24 項(2) 23 項(3)(4)による開示 24 項(3) 担保資産に関する注記 24 項(4) 設備の新設計画（非財務情報）		
②使用可能に至る前の無形資産の減損会計の取扱い（減損テストの頻度）	IAS 第 36 号「資産の減損」では、耐用年数が確定できない無形資産及び使用可能に至る前の無形資産について、減損の兆候がある場合のみならず、每期減損テストを行うとされているが、有形固定資産の建設仮勘定の取扱いとの関係を踏まえ、使用可能に至る前の無形資産については対象から除く文案としているがよい。	⇒現在の文案のままとするが、減損会計基準一部改正の結論の背景において、無形資産会計基準の公表に併せて、耐用年数を確定できない無形資産について見直しを行ったものである旨を記載する（建設仮勘定の取扱いとの整合性を理由として明示しない）。 また、無形資産会計基準の結論の背景において、使用可能に至る前のため償却を開始していない無形資産については、減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定を行うことに留意する旨を記載する。	90 項 減損 会計 基準 一部 改正 9 項